

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名               |
|-------|--------------------|
| 20    | 公営住宅管理関係事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

亀山市は、公営住宅管理関係に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

亀山市では「亀山市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」及び「亀山市特定個人情報の取扱いに関する行動指針」を定めており、特定個人情報については本方針に基づき適正な取扱いを行っている。公営住宅管理に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

亀山市長

## 公表日

令和1年6月26日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |   |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称                   | 公営住宅管理に関する事務  |
| ②事務の概要                   | <p>公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)による公営住宅の入居決定、収入申告による家賃の決定等、入居者の管理に関する事務。</p> <p>・公営住宅法に基づき住宅に困窮する低所得者に対し公営住宅の入居の決定及び入居者管理をしている。また、同法に基づき入居者の所得状況を把握し、各戸の家賃を決定・徴収している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、公営住宅の規定に従い、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第18条に掲げる事務に使用する。</p> <p>①公営住宅法第16条第1項若しくは第28条第2項の収入の申告の受理、審査、決定<br/>           ②公営住宅法第16条第4項の家賃若しくは第18条第2項の敷金の減免の申請の受理、審査、決定<br/>           ③公営住宅法第18条第1項の敷金の徴収<br/>           ④公営住宅法第19条の家賃、敷金の徴収猶予の申請の受理、審査、決定<br/>           ⑤公営住宅法第25条第1項の入居の申込みの受理、審査、決定<br/>           ⑥公営住宅法第27条第5項若しくは第6項の事業主体の承認の申請の受理、審査、決定<br/>           ⑦公営住宅法第29条第1項又は第32条第1項の明渡し請求<br/>           ⑧公営住宅法第29条第6項の家賃の決定又は同上第7項の金銭の徴収<br/>           ⑨公営住宅法第29条第8項の期限の延長の申出の受理、審査、決定<br/>           ⑩公営住宅法第30条第1項のあつせん<br/>           ⑪公営住宅法第34条の収入状況の報告の請求<br/>           ⑫公営住宅法第48条の条例で定める事項</p> |
| ③システムの名称                 | 公営住宅管理システム・住民基本台帳ネットワークシステム・中間サーバ・団体内統合宛名システム   |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |   |
| 市営住宅料情報ファイル              |   |
| 3. 個人番号の利用               |   |
| 法令上の根拠                   | 番号法第9条第1項 別表第一の19の項   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |   |
| ①実施の有無                   | <p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;<br/>           1) 実施する<br/>           2) 実施しない<br/>           3) 未定</p>  |
| ②法令上の根拠                  | <p>番号法第19条第7項 別表第二の31の項<br/>           (別表第二における情報提供の根拠)<br/>           なし<br/>           (別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>第1欄(事務)が「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務」となっているもののうち、以下の情報照会が可能と定められている。<br/>           第2欄(情報照会者)が「都道府県知事等」で「生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの」<br/>           第2欄(情報照会者)が「市町村長」で「地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの」</p>  |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |   |
| ①部署                      | 産業建設部都市整備課  |
| ②所属長の役職名                 | 都市整備課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |   |
|                          |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
| 請求先                      | 総合政策部総務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5032   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |
| 連絡先                      | 産業建設部都市整備課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5037   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                    |  |
|--|--------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1,000人未満(任意実施) ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 平成31年3月31日 時点      |  |
| 2. 取扱者数                                |                    |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]         | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 平成31年3月31日 時点      |  |
| 3. 重大事故                                |                    |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]           | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果               |
|------------------------|
| 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                    |  |  |
|--|--|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |  | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                   |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用   |  |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か          | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                            |  |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない |  |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                 | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)          |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                    | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 7. 特定個人情報の保管・消去  |  |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                              | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 8. 監査  |  |  |
| 実施の有無  | [ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| 9. 従業者に対する教育・啓発  |  |  |
| 従業者に対する教育・啓発   | [ 十分に行っている ]                                     | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

